

武蔵野市教育委員会児童生徒表彰実施要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市教育委員会児童生徒表彰実施要綱（平成18年12月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（表彰候補者等の推薦） 第５条 小中学校の校長及び小中学校に在籍する児童生徒の保護者は、第３条に規定する基準に該当すると認める児童生徒又は地域団体を、表彰候補者又は表彰候補団体（以下「表彰候補者等」という。）として、<u>武蔵野市教育委員会児童生徒表彰推薦書（様式）</u>により、教育長に推薦するものとする。 <u>様式</u> （別添のとおり）	（表彰候補者等の推薦） 第５条 小中学校の校長及び小中学校に在籍する児童生徒の保護者は、第３条に規定する基準に該当すると認める児童生徒又は地域団体を、表彰候補者又は表彰候補団体（以下「表彰候補者等」という。）として、<u>武蔵野市教育委員会</u><u>が別に定める方法により</u>、教育長に推薦するものとする。	字句の改正 様式の削除

付 則

この要綱は、令和７年11月１日から施行する。

推薦者名